

○ 山梨大学大村智記念学術館管理運営委員会内規

制定 平成30年 6月 6日

(趣旨)

第1条 この内規は、山梨大学大村智記念学術館規程第2条第3項の規定に基づき、山梨大学大村智記念学術館管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 管理運営委員会は、山梨大学大村智記念学術館（以下「学術館」という。）の円滑な管理運営を図るため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術館の管理運営に関する事項
- (2) 学術館に係る規則等の制定及び改廃に関する事項
- (3) その他学術館に関し必要な事項

(組織)

第3条 管理運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（施設担当）
- (2) 理事（企画担当）
- (3) 理事（総務担当）
- (4) 総務部長
- (5) 財務管理部長
- (6) 施設・環境部長
- (7) その他管理運営委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4条 管理運営委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、管理運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 管理運営委員会は、過半数の委員が出席しなければ、開催することができない。

- 2 管理運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 管理運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見

を聴くことができる。

(事務)

第7条 管理運営委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年6月6日から施行する。